

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 7 月 6 日
【報告者の氏名又は名称】	スタジオ・クルーズ株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【電話番号】	(03) 5208 - 4824
【事務連絡者氏名】	代表取締役 山田 和広
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	スタジオ・クルーズ株式会社 (東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注 1) 本書中の「公開買付者」とは、スタジオ・クルーズ株式会社をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、AOI TYO Holdings株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注 7) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

(注 8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注 9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続き及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注10) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

AOI TYO Holdings株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式(以下「対象者株式」といいます。)

新株予約権

- イ 本共同株式移転(注)に際して、2012年11月12日開催の株式会社AOI Pro.(以下「AOI Pro.」といいます。)取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権に代わるものとして2017年1月4日付で発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年1月4日から2042年11月27日まで)
- ロ 本共同株式移転に際して、2014年12月25日開催の株式会社ティー・ワイ・オー(以下「ティー・ワイ・オー」といいます。)取締役会の決議に基づき発行された第10回新株予約権に代わるものとして2017年1月4日付で発行された新株予約権(以下「第7回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年1月4日から2024年12月25日まで)
- ハ 本共同株式移転に際して、2014年12月25日開催のティー・ワイ・オー取締役会の決議に基づき発行された第11回新株予約権に代わるものとして2017年1月4日付で発行された新株予約権(以下「第8回新株予約権」といい、「第2回新株予約権」、「第7回新株予約権」、「第8回新株予約権」を総称して「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年1月4日から2024年12月25日まで)

(注) 「本共同株式移転」とは、AOI Pro.及びティー・ワイ・オーを株式移転完全子会社とし、対象者を株式移転設立完全親会社とした共同株式移転(2017年1月4日効力発生)をいいます。

(3) 【公開買付期間】

2021年5月17日(月曜日)から2021年7月5日(月曜日)まで(36営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(15,844,900株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(19,739,747株)が買付予定数の下限(15,844,900株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2021年7月6日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	19,739,747 (株)	19,739,747 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	19,739,747	19,739,747
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	197,397
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	120
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	120
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2020年12月31日現在)(個)(g)	236,098
買付け等後における株券等所有割合 ($(a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) \times 100$)(%)	83.06

- (注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2020年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2021年5月14日に提出した第5期第1四半期報告書に記載された2020年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、()対象者が2021年5月14日に公表した「2021年12月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者四半期決算短信」といいます。)に記載された2021年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(24,566,447株)に、()対象者が2021年3月25日付で提出した第4期有価証券報告書に記載された2020年12月31日現在の全ての新株予約権(14,463個(目的となる株式数: 344,966株))から、2021年1月1日以降2021年5月13日までに行使され又は消滅した新株予約権(506個(対象者によれば、第5回新株予約権358個(目的となる株式数: 32,220株)(注3)、第6回新株予約権148個(目的となる株式数: 13,320株)(注4))を除いた数の本新株予約権(13,957個(対象者によれば、第2回新株予約権100個(目的となる株式数: 50,000株)、第7回新株予約権6,747個(目的となる株式数: 121,446株)、第8回新株予約権7,110個(目的となる株式数: 127,980株)))の目的となる株式数(299,426株)を加算した株式数(24,865,873株)から、()対象者四半期決算短信に記載された2021年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,086,556株)を控除した株式数(23,779,317株)に係る議決権の数(237,793個)を分母として計算しております。
- (注3) 本共同株式移転に際して、2011年1月14日開催のティー・ワイ・オー取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権に代わるものとして2017年1月4日付で発行された新株予約権(行使期間は2017年1月4日から2021年1月14日まで)
- (注4) 本共同株式移転に際して、2011年1月14日開催のティー・ワイ・オー取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権に代わるものとして2017年1月4日付で発行された新株予約権(行使期間は2017年1月4日から2021年1月14日まで)
- (注5) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。